「啓蒙思想の理論と実践——フランスの共和主義思想に対するバール連盟の応答」

報告者：越智秀明（東京大学大学院）

　司会：隠岐さや香会員（名古屋大学）

　本報告は、スタニスワフ＝アウグスト・ポニャトフスキ（在位1764-1795）統治下のポーランド王国及びリトアニア大公国（以下、ポーランド）における共和政の理論と実践を論じた。具体的には、1772 年の第一次ポーランド分割に先立ち結成したバール連盟が政治目的の達成のためにフランスの共和主義思想を如何に参照したかを、ジャン＝ジャック・ルソーの『ポーランド統治論』とガブリエル・マブリの『ポーランドの統治と法』の二作品を、ミハウ・ヴィエルホルスキの『ポーランドの古来の統治の再建について』と比較して論じた。

　本報告はまず、三人が国王・元老院・シュラフタ（貴族）の三身分による混合政体というポーランド政体の通説的理解を批判しながらも、異なる結論を導いたことを明らかにした。マブリは通説の三身分理解を受け入れた上で、混合政体こそが立法権と執行権の分離を決定的に阻害しポーランドの無政府状態を生んでいるとして、立法権と執行権の担い手の明確な分離を主張した。ヴィエルホルスキは、「シュラフタによる共和国」の実現のためにこの権力の分離を受け入れたが、身分論自体を刷新し、連邦制という大きな共和国を支える重要な理論的基盤を整えた。その際ヴィエルホルスキは、ルソーから「近代の堕落」というモチーフを受け入れながらも、共和主義を古典古代を模範とするものとしてではなく「ポーランドの古来の統治の再建」を目指すものとして理解した。即ち、一方でルソーがポーランドの三身分を農民・ブルジョワ・シュラフタと考え、農民やブルジョワを含めた全人民をポーランドの政治を担うべき市民層としてみなし、長期的視点から彼らの「文明化」が必要であると論じたのに対し、他方でヴィエルホルスキはロシアによる目下のポーランド侵攻を防ぐためにも、既に「文明化」されていると彼が看做したシュラフタ（貴族）による政治の制度的彫琢こそが必要であるとし、セイミク（地方議会）を基盤とする諸地方を身分として構成することで、諸身分会議としてのセイム（全国議会）を連邦制そのものとして論じた。

　本報告は次に、共和国における選挙王の問題を扱い、三人はみな国王権力の縮減を構想したが、ポーランドの対外国（特に対ロシア）従属の主要因とみなされた国王選挙に対しては異なる処方箋を与えたことを明らかにした。即ち、マブリは、国王の権力を行政権力のみに縮減したうえで、国王選挙に関する国内の陰謀を予防するためには世襲制を導入するほかないと考えたが、ルソーとヴィエルホルスキは、世襲制は必ず専制に堕すると考え、国内の陰謀の防止には国王から要職任命権を剥奪することが重要だと論じた。さらに外国の介入を防ぐために、ルソーは、国王を行政官の地位階梯の先に位置付け、同輩による評価に基づく選出に加えて籤の導入を構想したが、「ポーランドの古来の統治の再建」を求めるヴィエルホルスキは、選挙制度に大きな変更を加えず、選挙時に外国の軍隊が侵入してくることを予防する方策を主張した。

　以上の報告に対し、次のような質疑応答が行われた。

　第一に、報告で言及したバール連盟による文書*Manifeste de la République confédérée de Pologne*が『ポーランド共和国の連盟宣言』ではなく『ポーランド連邦共和国の宣言』である可能性について質疑があり、宣言を出しているバール連盟本体としては基本法に則った正当な抵抗権の行使である「連盟」という形式を重視しており、連邦論はヴィエルホルスキに特徴的と思われると、応答した。

　第二に、ポーランドの「文明化」に関して、ルソーがポーランドの「文明化」におけるブルジョワの役割を肯定的に捉えていたのか、ルソーとヴィエルホルスキの「文明化」概念が同じであるか、という質疑があった。前者に対しては、ルソーは『ポーランド統治論』においてもブルジョワの商業的性格を肯定的に認めているのではなく、あくまでも政治的権利を付与するものとして論じていると、応答した。後者に対しては、両者の違いは、農奴を含めて全人民の成熟を考えたルソーと、政治的権利を有するシュラフタの成熟を考えたヴィエルホルスキという点にあるのではないかと、応答した。